

「難病指定医」・「協力難病指定医」の手続きについて

	対 応 事 例	必要な書類・手続き	有効期間
新規	新規指定、区分の変更、所管都道府県を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに指定医となる場合 ・ 協力難病指定医から難病指定医への変更 ・ 経過的特例による指定の有効期間内に、専門医資格に基づく難病指定医として指定を受け直し ・ 主な勤務地の変更(変更先) など 	指定医指定申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規申請と同様の取扱いとする。 ・ なお、所管都道府県を変更する場合、変更前の指定通知書を申請書の添付書類とし、その他の添付書類を省略可能とする(その他の書類は省略可)。ただし、その場合は、指定の有効期間を変更前の所管都道府県が指定した有効期間の残期間とする。 	指定後 5年間
変更	氏名、連絡先、住所、所管都道府県(※)の変更などの場合 ※ 変更前の都道府県に変更の届出を提出し、変更後の都道府県には新規申請を行う。	指定変更届出書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更に必要な書類のみ提出 	変更なし
更新	指定医の区分を継続し、有効期間を延長する場合	指定医指定更新申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて書類を省略可能 	更新前の有効期間の終了日から5年間

(参考)有効期間について

